

平成 29 年第 3 回定例会 産業建設常任委員会記録

開催日時	開会：平成 29 年 9 月 11 日 午後 9 時 00 分 開会：平成 28 年 9 月 11 日 午前 11 時 44 分	招集場所	第 3 委員会室
付託事件	議案第 72 号 西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制定について 議案第 75 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号） 議案第 81 号 平成 29 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号） 議案第 82 号 平成 29 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）		
出席委員	宇都宮 俊文	酒井 宇之吉	宇都宮 久見子
	竹崎 幸仁	中村 敬治	藤井 朝廣
説明員	産業建設部長 山岡 薫彦	産業建設部農業水産課長 三瀬 功	産業建設部林業課長 三瀬 計浩
	産業建設部建設課長 岩瀬布二夫	産業建設部下水道課長 時谷 正	明浜支所産業建設課長 三好 忠利
	野村支所産業建設課長 辻 信一	城川支所産業建設課長 藤川 忠男	三瓶支所産業建設課長 片山 勇一
	産業建設部建設課課長補佐 高橋 克也	産業建設部建設課課長補佐 水野 直樹	産業建設部農業水産課課長補佐 和気 右記
	産業建設部農業水産課課長補佐 面平 健一	産業建設部下水道課課長補佐 松下 徳隆	産業建設部農業水産課係長 光沖 真治
傍聴者	愛媛新聞社 東宇和支局 森田 康裕		
酒井副委員長 宇都宮俊文委員長 酒井副委員長 山岡産業建設部長 酒井副委員長 宇都宮俊文委員長 三瀬林業課長 宇都宮俊文委員長 中村委員	<p>開会宣言を行うと共に、委員長に挨拶を促す。 (開会 午後 9 時 00 分) 挨拶を行う。 山岡産業建設部長に挨拶を促す。 挨拶を行う。 議案審査前の諸注意を行う。委員長に進行を促す。</p> <p>[林業課所管分]</p> <p>議案第 75 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）林業課所管分について、説明を求める。 議案第 75 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）について、資料に基づき説明を行う。 三瀬課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。 P17 の有害鳥獣捕獲対策事業についてお尋ねいたしますが、これにより通年の有害鳥獣駆除が可能になったということで、この有害鳥獣、</p>		

三瀬林業課長

先ほどカラスとかイノシシとか言われましたけれども、どういものが西予市としてはですね、対象になっているのか。まあ、それとですね、西予市が今年からということですが、県内では、隣接の市町ですね、既に全部いつなったのかですね。西予市が1番遅かったのかどうか。こういう対応がですね。もう八幡浜市や宇和島市はずっと早くからやっていて、西予市はやっとその仲間に加わったのか。そしてもう1点は高知県側の檮原町とか東津野村とか隣接していると思うんですが、高知県側のほうはわかっておればどうなっておるのかなど。まず、その有害鳥獣のことについてお尋ねいたします。

只今お尋ねがございました有害鳥獣の、まず種類についてでございますが、現在予察捕獲期間で実施しております4月1日から10月31日の期間につきましては、本年度はイノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・タヌキ・ハクビシン・アライグマ・ウサギ・カラス・ヒヨドリ、以上の9種目を対象としております。今回、11月1日から3月31日の間に、この間は、現在まで狩猟期間として捕獲をされておりましたが、この間につきましては、イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・カラス・ヒヨドリ、以上の5鳥獣について対象としております。これにつきましては、特に被害の多いイノシシ・ニホンジカ、それから鳥獣につきましてはカラス、ヒヨドリ、ニホンザルにつきましては、城川地区での被害がしいたけ等で発生しておりますので、この鳥獣も入れております。この鳥獣につきましては6月29日に行われました西予市の鳥獣被害対策防止協議会にも意見を出しまして協議・意見の集約を行っているところでございます。次に県内の状況でございますが、期間につきましては只今手元にはっきりした期間はございませんが、ここ3～4年の間に県内も通年を通じての捕獲となっているところが多いかと存じております。現在、通年で行っている市町につきましては12市町がございます。そのうち、南予については西予市以外はぜんぶ通年で行っております。今回、西予市が通年とすることによりまして、南予地域におきましては捕獲期間が統一されることとなります。次に、県外、高知県側ということですが、現在手元に資料はございませんが、高知県側につきましても捕獲につきましては通年で行っているところが多いのではないかと考えております。これについては、期間について調べまして説明をさせていただけたらと思います。

中村委員

それでは、林業用施設災害復旧事業のことについてお尋ねいたしますが、先ほどは当面、国の補助は50%を予定して進めているということをお尋ねしましたが、こういう国の補助対象になるものが4路線、そして市単の部分が1路線といわれておりますが、国の補助対象になる路線については例年補助率はどのくらいになるのかなど。6月議会でいろいろ地すべり関係の災害復旧事業で98.数パーセントでの高率の補助あったわけですけど、こういう高率の補助にはならない

三瀬林業課長

と思いますけれども、50%程度というのは非常に低いなという気はするわけです。最終的にはだいたいどれくらいに落ち着いているのかなと思ひまして。それともうひとつは10路線のうち5路線を対象にあげていることですが、国の補助対象路線と市単独での仕分けですよね。これはどういう形で国の補助対象とならないのか、1路線がですね。この辺ちょっとわかりにくいので。それともう1点は、95万円くらいの分担金ですね。これは、このお金というのはどういう性格の分担金なのかなと思ひましたので。

それでは、只今ご質問のございました林業用施設の災害復旧についてでございますが、まずは補助率につきましては今回4路線が国庫補助として申請をしておりますが、まずは補助率のスタートが現在西予市に「その他路線」と「奥地の路線」とがありますが、「奥地」につきましては大野ヶ原に行っております東津野～城川線とかが「奥地」になっております。今回の路線につきましては、それ以外の「その他路線」ということで、補助率のスタートが50%からとなっております。査定を受けまして、最終的に補助率が決まるのが例年ですとやはり年度末・3月末近くになってこようかと思ひますが、いままでの災害をどれだけ受けているのか、そこいらへんの数等によりまして補助率があがってきます。同じくご質問にありました、どれくらいの補助率になるのかということですが、はっきりここで何パーセントということは言えませんが、ここ2～3年ですと80%以上にはなっている状況でございます。次に、ご質問のございました国・国庫補助と市単はどのように分けているのかということですが、まずは国庫補助対象となりますのは、林道災害で事業費が40万円以上になる箇所については国庫補助の対象になります。それ以外につきましては、市の単独で補助金等で復旧をするようにしております。次に、分担金でございますが、分担金につきましては西予市の分担金徴収条例によりまして災害復旧につきましても補助残の2割を地元から分担金としていただいております。これに係る金額が先ほどの額になっている状況でございます。

宇都宮俊文委員長
酒井副委員長

ほかに質疑はありませんか。

9つの有害鳥獣があるわけなんですけれども、これは一般の方々が捕られても補助が出ないという形になっていると思ひます。これにつきまして、狩猟のひとたちが出したときに、イノシシとかシカとかは私も存じ上げておりますけれども、ウサギ・アナグマとかそういうものにつきましてはどれくらい補助を出しているのでしょうか。お聞きをしたいと思ひます。

三瀬林業課長

いまほどご質問のございました補助額でございますが、現在4月1日から10月31日までのまでの捕獲期間につきましては、ハクビシン・アナグマ等でございますが、これにつきましては5千円を出しており

<p>酒井副委員長</p>	<p>ます。イノシシにつきましては1万円の補助をしている状況でございます。</p> <p>イノシシ・シカだとかタヌキ、そしてウサギ、ヒヨドリ、カラス等々については出していないんですか。</p> <p>暫時休憩：(午前9時23分～午前9時25分)</p>
<p>三瀬林業課長</p>	<p>それでは只今のご質問にございました各鳥獣の単価について再度ご説明をさせていただきます。それと、先ほどの5千円というのがちょっと違っておりましたので、修正をさせていただきます。まず、イノシシ・ニホンジカにつきましては1万円、ニホンザルが1万5千円、タヌキ・ハクビシン・アナグマ・ノウサギの4鳥獣につきましては3千円、カラスが1,500円、ヒヨドリが300円です。ウサギが3千円です。今回、11月1日から3月いっぱいの期間で5鳥獣を対象としておりますが、単価につきましては、イノシシが5千円、ニホンジカ5千円、これは半額にしております。ニホンザルは同じ金額で1万5千円、カラスにつきましては千円、ヒヨドリは200円。鳥につきましてはどうしても単価が低いので、運搬とかそういうことを考えますと、鳥につきましては3分の2としております。</p>
<p>宇都宮俊文委員長 山本委員</p>	<p>そのほか、質疑はございませんか。</p> <p>いまの関連質問なんですけど、このような組織ですが県内の組織もあるんですか。各地域の組織があつてそれがいろいろ集まつて県内の組織に統一されているとか。奈良県なんかはですね、県内に750人の組織があつて、各地域に40人とか30人とか50人とか組織があつて、ピラミッド型になつておつて、地域の情報が全部県にあがつていって、県からそういうふうな連携を取りながら害獣を駆除して行っているというような話を私の同級生から聞いたもんですから。愛媛県内の様子はどうなのかなと思ひまして。以上です。</p>
<p>三瀬林業課長</p>	<p>西予市の組織につきましては、現在捕獲をしていただいておりますのが西予市の有害鳥獣捕獲隊の組織が捕獲を行つてもらつておりますが、この組織につきましては市独自の組織ですので県とのほかの組織とのつながりというのはございません。</p>
<p>中村委員</p>	<p>ちょっといまの関連ですが、説明の中でひよドリが冬は300円、そして4月1日からは200円というような説明があつたんですが、ヒヨドリはよく見かける鳥なんですけれども、実際にヒヨドリの被害というのはどういうようなものがあるのかなと思ひましてですね。これ、益鳥にはなつていないんですかね。その、時期的には。そういうことには当然なつていないと思ひますけれども、この300円・200円通年で捕獲するということは通年でいろいろ被害が出ているのかなという気がするんですけども、どういふ、その野菜とかいろんな農作物に被害が、額が大きいのはどういふものなのかなと思ひまして、お尋ねします。</p>

三瀬林業課長	ヒヨドリにつきましてはミカン・かんきつ類の被害が一番多く発生しております。やはり冬の時期、11月から3月31日につきましてもかなりの被害が出ているということで、主に柑橘が対象となって今回も捕獲の許可を出すようにしている状況でございます。
酒井副委員長	ちょっとお尋ねするんですが、林道の地元負担金が約5%だということをとかく耳にするんですが、これにつきまして5%の根拠の条例等々についてお尋ねします。先ほどお話しがありましたのは、災害に対しての林道補助とかそういうことのお話だったと思いますけれども、林道開設のときの地元負担・受益者負担が何パーセントぐらいかお聞きして、「その根拠は」ということでお尋ねいたします。
三瀬林業課長	林道開設につきましては、地元分担金を補助残の1割ということになっております。これにつきましては、事業によりまして補助額が国の50%分、それから県の5%追加になる事業がございます。これによって5%又は地元が4.5%になる場合もございます。基本は補助残の1割ということで分担金を徴収させていただいております。
酒井副委員長	それについては事業によってもそれぞれある程度の差が出てくると、こういうように解釈してよろしいわけですね。
三瀬林業課長	はい、そのとおりでございます。事業によって基本的には5%の差が出てくるということになります。
酒井副委員長	ということは、考えれば4%の場合があるようでございますので、4%から10%の間くらいでだいたい収まるという考え方でよろしいですか。
三瀬林業課長	事業費に対して5%から、いまある事業でしたら5%から4.5%の間ということになろうかと思えます。
酒井副委員長	補助残の問題があるので、少し高くなる時があるのではないですか。そうでもないんですか。そしたら、一律5%でだいたい林道については地元負担、そして分担金についてはそれで全体の事業費の割合でいえばそれで済むという解釈でよろしいでしょうか。
三瀬林業課長	はい、そのとおりでございます。5%か4.5%のどちらか、ということでご理解いただければと思います。
山本委員	鳥獣駆除の組織なんですけれども、害獣は西予市内の野山だけには留まらず、足があるのでよその山も行くと思うんですけれども、横の連絡を取りながら駆除するほうがより効率が高いのではないのかなと思うんですけれども、その辺はもう、組織の自主運営に任せてある、ということですか。
三瀬林業課長	捕獲の方法等につきましては、基本的にはいまご指摘のとおり捕獲隊のほうに任せているような状況でございます。また、県内につきましては年に何回か担当職員が集まりまして研修や情報交換等も行っておりますので、そこいらへんで連携は取っていくような形で実施をしているような状況でございます。

山岡産業建設部長	<p>いまの件なんですけれども、県内各自治体でいろんな捕獲の体制あるいは捕獲の補助金の仕組みとか、それに差異があると一体的なこう捕獲数というか、多くの捕獲をしていくことにつながらない場合もあるかもしれないので、県とかあるいはそういった会議を通じて要望としては県内でとか、そういった会議を通じて県内で統一的な基準とかいうことでできないかといったような要望はしているところでございます。</p>
宇都宮久見子委員	<p>有害鳥獣の件なんですけれども、通年になって非常によかったなと思っているんですけれども、おんなじ動物でどうしてこんなに半額になったりとかって金額が変わるんですか。</p>
三瀬林業課長	<p>動物の種類によって、ということよろしいでしょうか。先ほどお答えさせていただきましたイノシシ・ニホンジカについては1万円と、そしてタヌキとかハクビシンとか小動物については3千円ということになっておりますが、捕獲の方法とか規模についても、どうしてもイノシシ・ニホンジカは大型の動物でございますので、捕獲についてもかなり手間もかかりますし、後の現物確認もいま行っておりますが、現物確認に持ってくる運搬とかそういうことについてもかなりの費用がかかっております。それで、やはり大きさについても差が出てきている状況でございます。</p>
三瀬林業課長	<p>暫時休憩（午前9時37分～午前9時38分）</p> <p>今回新たに設定いたします11月から3月の期間につきましては、イノシシ・ニホンジカ等については半額での価格を設定しております。これまでは狩猟期間として、この期間については各捕獲隊の方が捕獲を趣味の形でとして捕獲をされていた期間でございます。これらも考慮いたしまして、今回頭数についてもどれだけ捕れるかということがまだわかりませんので、そこらも含めまして、金額については現在半額ということで設定をさせていただいている状況でございます。</p>
藤井委員	<p>1点は40万円の災害のことをもう一度説明いただきたいのと、再々出ておりますけど鳥獣の補助なんですけど、これは申請があったのか口頭でやったのか知りませんが、例えば稲作の場合でしたら鉄柵に補助が出ておりますけれども、野村・城川のシイタケの問題、これは直接聞いた話なんですけれどもサルは食べるんじゃないかと子供が面白がって遊びの道具にして落としてしまうと。そこでですね、例えばネットの補助がないのかとか問い合わせがありましたか、なかったですか。たとえばまた「こういうことをまだ続けたいんだけど補助はなかろうか」とかいう問い合わせがあったかなかったかまずはお伺いいたします。</p>
三瀬林業課長	<p>まず1点目でございますが、災害につきましては事業費が40万円以上になる箇所については国庫補助対象となっております。ただ、現状では40万円とか41万円とかそういう額ではなかなか国庫補助に出せ</p>

山岡産業建設部長	<p>ない状況でございます。まあ、規模を考慮して災害のほうは申請をしておりますが、基準としては40万円ということにこれは全国同じで決まっております。次に有害鳥獣の補助につきましてサルの被害ですが、林業課のほうにも、特に城川のほうでシイタケを栽培されている方についてはサルが只今議員ご指摘のようになり被害が出ているというは聞いております。それで、防護のほうのネット等につきましては農業水産課のほうでも補助が出ておりますので、そちらのほうにも話が来ているかもしれませんが、ネット等についてのお話しはちょっと林業課では聞いていない状況でございます。</p> <p>藤井議員からの質問について補足させていただきたいと思うのですが、まずは補助対象とならない40万円以内の事業の場合なんですけど、そういったものにつきましてもできるだけ通常考えますと市町村単独費になるわけなんですけれども、国の地方債で補助単独事業債というのがございまして、補助にかからない分の場合、借入ができる部分がありますので、財政課とも連携してですね、その場合交付税措置がおおよそ半分くらいになってまいりますので、そういった事業で小規模の災害あるいは崩土についても極力そういう制度を使って運用しているところでございます。また、後のサルについてですが、非常にその話がいままでの会議の中でも今年度出てまいりまして非常に憂慮しているところですけども、そういった意味もございまして、サルについては従来の狩猟期間、今回します制度の期間上も同額の1万5千円ということで出すように予定しているところでございます。以上でございます。</p>
藤井委員	<p>それをいまの40万円以内のことを聞いたかったんですよ。というのはですね、2分の1、例えば道路がこうあって、ここに傾斜があってここに畑という場合だったらおりるんですよ、下に農道なりなんなりあったら。ただ災害として何にもないときにね、40万円2分の1か、いま言われましたけど、2分の1だと思えますけれども。その場合の申請ですよ、個人が申請する。それは何ですか、去年一昨年なるんか、その設計ですよ、その設計費。その設計費も40万円の中にはいつているんですか。たとえば設計費を入れての40万円でしたらですね、これ40万円設計でもおそらく設計入れてやから、現地行って測って調査しよったら下手したら同額ぐらいかかるんですよ。工事に対しての40万円なのか、設計ができあがってからの工事だけの40万円なのか、お伺いいたします。</p>
三瀬林業課長	<p>只今の災害の事業費についてでございますが、事業対象となりますのは工事に係る費用のみ、工事費のみとなっております。まあ、一部事務費がありますが、工事費のみで設計については通常の災害であれば対象となっておりますので、工事費のみが対象ということなんです。</p>
藤井委員	<p>通常の災害になってないけん、結果ということで、役所が設計して工</p>

<p>三瀬林業課長</p> <p>宇都宮俊文委員長</p>	<p>事だけ。工事費が 40 万円なの。間違いない。そしてもう 1 点、これも 40 万円から 130 万円以下のことに関しては工事も含めてですけれども、これ、入札の対象ですか、随契でやれるんですか。</p> <p>入札につきましては、市の条例で定めております 130 万円、これ以上になれば入札、それ以下であれば随契も可能ということです。</p> <p>暫時休憩（午前 9 時 46 分～午前 9 時 51 分）</p> <p>そのほか、質疑はございませんか。それでは、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 75 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）のうち林業課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。当委員会といたしましては、原案のとおり可決決定することに決定いたしました。</p> <p>暫時休憩（午前 9 時 52 分～午前 10 時 02 分）</p>
<p>宇都宮俊文委員長</p>	<p>[建設課所管分]</p> <p>議案第 75 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）建設課所管分について、説明を求める。</p>
<p>岩瀬建設課長</p>	<p>議案第 75 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）について、資料に基づき説明を行う。</p>
<p>宇都宮俊文委員長</p> <p>中村委員</p>	<p>岩瀬建設課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。</p> <p>18 頁の道路橋梁維持修繕事業ということで説明がありましたが、これは水路の床板を劣化しているからやりなおしたいという説明でございましたが、事業の内容がですね、4 の 5 で延長が 40m くらいという説明でしたが、実際ですね、これ工事はどういう内容なんでしょうかね。これ、床板だけやり直すのか、それともその何か既製品のボックスカルバートを持ってくるのか、現場うちのカルバートでやるのか。これ、ここ自体は水路と書いてあるんですけども結構幅が大きいようなんですが、これ、河川ではないのかどうかですね。そのへんちょっと工法の概要をもう少し詳しくわかればご説明願いたいと思います。</p>
<p>岩瀬建設課長</p>	<p>水路につきましては、ボックスカルバートで 10m ほどを計画しております。それで、40m の改修につきましては市道部分、まあ学校侵入路の取り付け部分延長 40m 全体の拡幅・線形見直しも含めて改良を計画いたしております。</p>
<p>中村委員</p>	<p>じゃあその、河川法水路と書いているだけで実際は河川法上の河川ではないということでございますか。</p>
<p>岩瀬建設課長</p> <p>中村委員</p>	<p>河川ではなく、水路という形です。</p> <p>じゃあ、そのボックスカルバートは既製品を持ってきて据えるということですか。それとも現場でつくるということですか。</p>
<p>岩瀬建設課長</p> <p>中村委員</p>	<p>既製品を設置する計画でございます</p> <p>21 頁のですね、道路橋梁河川災害復旧事業、現年度の分ですが、こ</p>

<p>岩瀬建設課長</p>	<p>これは事業名がえらい長たらしいんですけども、事業内容として道路・橋梁・河川とあるわけですけども、それぞれ道路では何件、橋梁で何件、河川で何件というのが内訳がわかるのかなということと、それからこれに対する国庫支出金が4割ちょっとくらいしかないわけです。これは現時点ですからこのくらいの計上ということなのか、通常公共土木施設の災害復旧の国庫負担法であれば3分の2、66.7%になるんですが、こういう支出金のあげ方でいいのかどうかと。やはり、補助率というのがきちんと決まっている以上それくらい国庫支出金がなんでこないのかなと。想定できないのかなということなんですが。以上ですが。</p> <p>国補分の災害路線につきましては、道路災害が4件、すべて国補事業となっております。単災事業につきましては河川災害が5件、道路災害が19件、橋梁はございません、という形になっております。あと、国庫補助の補助率でございますが、66.7%という形となっております。</p>
<p>宇都宮俊文委員長 酒井副委員長</p>	<p>そのほか、質疑はございませんか。</p> <p>予算案ではないんですけども、繰り越し明許費は建設課が一番多いわけでございますけれども、これの進捗状況をきちっとされているということを確認だけしておきます。繰り越し明許の、いろんな理由があつて繰り越し明許になっておりますけれども、各事業が順次年度内で繰り越し明許の期限内でやれるということがきちっと守っていただけるようお願いいたします。岩瀬課長、少し答弁をお願いいたします。</p>
<p>岩瀬建設課長</p>	<p>繰り越し事業につきましては道路関係事業が多いところとなっております。この部分につきましては、完成を遂行するというような形で進めております。あと、各部局の建築部門につきましては、こちらのほうにつきましても完成を目指して進めているところでございます。</p>
<p>酒井副委員長</p>	<p>まだ、なかなか進んでいないようなところもあるようなので、気を付けてしっかりと進めてください。お願いします。お願いしますというのはわるいですけどもね、きちっと地権者の話をしっかりとするようにしていただきたいと思います。</p>
<p>竹崎委員</p>	<p>もう少しだけ確認させてください。幅が広がり、取り付け道路もおそらく拡張される。幅が少し広がったり強度をもちろん高めたりしていただくんだろうけども、進入ともうひとつ出るほうですけどもね、それが一方向でいくのか、それとも山側のほうからぐるっと回せる形にするのか、そのところがちょっと読めないんです。だから床板が補強されて、大型バスの出入りが可能になることは読めます。すごく大事なことで、ありがたいことだと思うんです。ただそれが、進入や退出というか、出ていくルートがちょっと読めないんです。それ、どういふふうにお考えなのかもあわせてお聞きしておきたいと思えます。以上です。</p>

岩瀬建設課長	<p>道路拡幅部分につきましては、市道終点部分と学校敷地内の取りあわせを含めての改修を考えております。大型バスの進入方向と出るところの計画でございますが、現在のところにつきましては2車線道路という形ではございませんので今後の取り扱いの中で、学校施設内を通過するというところもありますので、その部分も含めて今後こういった侵入、一方通行になるのか双方向通行となるのかは検討させていただきたいと考えております。</p>
竹崎委員	<p>そういうことをお考えいただくのでしたら、ぜひ進入路を谷道側沿いの2車線のところから入るということに限定するのであれば、いまのままでもいいかもしれませんが、山川の正門側のほうから入ることになると、大型バスは多少難しいということを考えます。そういうことをあわせて検討いただいと、いざというときに非常に役に立つのではないかと思いますので、そこもあわせて検討していただいたらありがたいと思います。以上です。答弁は結構です</p> <p>暫時休憩（午前10時17分～午前10時18分）</p>
岩瀬建設課長	<p>先ほど竹崎委員からの質問でございました侵入方式の部分につきましては、関係機関と協議をしながら今後の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。</p>
宇都宮俊文委員長	<p>そのほか、質疑はございませんか。</p> <p>暫時休憩（午前10時18分～午前10時20分）</p>
宇都宮俊文委員長	<p>ほかに質疑はございませんか。以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第75号 平成29年度西予市一般会計補正予算(第4号)のうち建設課所管分について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。当委員会といたしましては、原案のとおり可決決定することに決定いたしました。</p> <p>暫時休憩（午前10時21分～午前10時33分）</p>
<p>〔農業水産課所管分〕</p>	
宇都宮俊文委員長	<p>議案第75号 平成29年度西予市一般会計補正予算(第4号) 農業水産課所管分について、説明を求める。</p>
三瀬農業水産課長	<p>議案第75号 平成29年度西予市一般会計補正予算(第4号)について資料に基づき説明を行う。</p>
宇都宮俊文委員長	<p>三瀬農業水産課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>暫時休憩（午前10時47分～午前10時52分）</p>
中村委員	<p>先ほど暫時休憩中にも出ていた話なんです、農業用機械施設整備事業289万7,000円の関係についてお尋ねするんですが、只今配っていただきました西予市農産物出荷者育成支援事業概要と関連があるんでしょう。ですから、こういう3か年の事業でですね、始まったということなんです、こういう非常にいい事業なんですけれどもこれらについ</p>

	<p>て出荷者組合員ですね、そういう事業をしたいといひますか、組合員といひますか、そういう方にどういふ形で周知をされているのか、今後される予定なのか。今回、予算が289万7,000円と細かくあがっているわけなんですけれども、これの支援の組合員数といひますか、そういう事業主体といひますか、どの程度を予定されているのかなと思ひます。そしてまた、県支出金60万ほどこの中に出てきていると思ひうんですが、だいたい事業費の20%ほどなんです、これは今回3か年ということですが県としてはどういふ考えで、これ、ずっと続けていく予定の当面3か年ということなのかどうなのか。まあ、こういう3点についてお尋ねいたします。</p>
<p>三瀬農業水産課長</p>	<p>只今の中村委員のご質疑でございますけれども、まず県の補助金につきましては、この事業、2つの事業がございます、果樹の関係の補助金が、県の補助金があるということでございまして、農産物出荷者育成支援事業補助金につきましては市単独事業でございますので、県の補助金はございません。この、新規ではじめます農産物出荷者育成支援でございますけれども、お手元に計画概要の(案)を配布させていただきました。これにつきましては、いまのところ出荷者組合等というとらえ方をしておりますけれども、8団体・会員数で2,293名を把握しております。で、事前に組合等にはこういう事業を、要望・調査しております。いまのところ16名の方の要望が実際私のほうで把握しております、今回の予算は一応20件分の補正予算を計上させていただきますので、この議決後、正式に組合等に対しての事業要望のとりまとめをお願いするという計画でございます。</p>
<p>宇都宮俊文委員長 酒井副委員長</p>	<p>そのほか、質疑ございませんか 先ほど、ちょっと土地改良区の委託金の半分、127万の水路の設計、30年度から事業が始まる分でございますけれども、土地改良区事業、これ設計委託金なんかも50万円ですか、ごめんなさい50%なんです。50%とおっしゃいましたが。</p>
<p>三瀬農業水産課長</p>	<p>只今の酒井議員のご質疑でございますけれども、分担金条例につきましては、県営土地改良事業分担金徴収条例を引用いたしますので、事業費残の2分の1ということになります。この測量設計につきましては、県の補助金自体はまだございませんので、全額市になりますけれども2分の1ということで、ご負担をいただくということになります。以上でございます。</p>
<p>酒井副委員長</p>	<p>それで、また説明を願いたいんですけれども、土地改良区分担金につきまして条例がございまして、本議会の宇都宮久見子議員の一般質問にもありましたが、条例改正ができないという答弁が部長のほうからありました。それについて、土地改良委託金の事業でやりますと、12.5%、これも市が2分の1持っていていただいておりますのでいまのよ</p>

山岡産業建設部長	<p>うな形で県・国がなければ半分でございますので、なければ50%、あれば12.5%になるわけでございますが、先ほど林業課のお話しもちよっといたしました、林業課は事業費が約4.5%から5%というような地元負担金等がございます。それが結局法律とかそういうものが変わることによって、条例のもとの根幹がちがうことによって生活している、生業として林業を行っているもの、そして生業として農業・柑橘・稲作をしている人が道を付けるときに林業としては5%くらい、そして柑橘とかそういうものについての道路を付けるときに12.5%というのは市民感情そして第一次産業の農業に携わっている者としては、感情的に少し納得いかないんじゃないかと、かように私は思うんですけれども、いかがでございましょう、部長。</p>
宇都宮俊文委員長	<p>酒井委員のほうから、先ほどの林業課のときにも関連の質問がございました。森林の機能・公的な機能も含めて市が事業を行う場合に政策的に、国の政策との連携、また考え方も同じような考え方で進めて、特に市で独自に考える必要がある場合には市単独で取り組んでいるところでございます。そういったところから、森林の広域的な機能の関係で、やはり補助率との、補助率・補助事業の考え方に若干違いがあろうかと思えます。また、農業においてもですね、最近、日本型直接支払い制度というか、日本型農業の中で、農地の多面的な機能、あるいは中山間地域の支払い制度とか、そういったものを使っての農地の維持補修とかそういうところに支援しているような政策というか取り組みもございます。いちがいに、実際、農家・林家の方からすると生産者としてどうなんだ、違いはどうなんだというご指摘の点はございますが、今言ったようなことも含めまして、市としても今後、本会議でも答弁しましたように総合的に勘案して対応していきたいと考えております。以上でございます。</p>
中村委員	<p>そのほか、質疑ございませんか。</p> <p>暫時休憩（午前11時00～午前11時03分）</p>
三瀬農業水産課長	<p>16頁のですね、意欲のある愛媛の畜産担い手応援事業ということで、3,287万1,000円が計上されておりますが、これ見ますと県の支出金が2,191万4,000円、だいたいこれちょうど3分の2になるわけですが、一般財源として残りが計上されておりますが、先ほどの説明ではですね、通常こういう事業については原則6分の1と言われているのに、今回に限り6分の1ではなくてですね、3分の1近くを出されているわけですが、何か、この畜産クラスター協議会ですか、こういういろんな団体に対してかさ上げをしなければならない理由があるのでしょうか。</p> <p>中村委員のご質疑でございますけれども、先ほどご説明申し上げましたように、事業費に対しては県が3分の1、市が6分の1という原則でございます。予算計上のうえでは、事業費に対してではございませ</p>

<p>宇都宮俊文委員長</p>	<p>るので、県の補助対象に対しての予算計上となっておりますので、中村委員がおっしゃったように3分の2、3分の1というような負担比率ではございますけれども、総事業費に対しては県が3分の1、市が6分の1という原則でございます。以上でございます。</p> <p>ほかに質疑はございませんか。以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第75号 平成29年度西予市一般会計補正予算(第4号)のうち農業水産課所管分について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。当委員会といたしましては、原案のとおり可決決定することに決定いたしました。</p> <p>暫時休憩(午前11時06分～午前11時17分)</p> <p>〔下水道課所管分〕</p>
<p>宇都宮俊文委員長</p>	<p>議案第72号 西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制定について、下水道課の説明を求める。</p>
<p>時谷下水道課長</p>	<p>議案第72号 西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制定について、資料に基づき説明を行う。</p>
<p>宇都宮俊文委員長</p>	<p>時谷下水道課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。</p>
<p>中村委員</p>	<p>この条例は市が設置した浄化槽の使用料条例となっておりますが、これに関連してですね、これは集会所とかいろんなところで市が設置しているわけですが、そういうところも含めまして合併浄化槽とかですね、というようなものを市が奨励して市が補助も出してやっておるようですが、この浄化槽を設置するにあたって、放流先のいわゆる水路ですね、いまでは一応、以前だったら青線ということで国有財産だったわけですがけれども、17年の3月末を以て、多分、市管理に皆なっていると思うんですが、そういうところに放流するにあたって、地元自治体としては市の土地なんですからけれども実態管理は地元改良区とかいろんな水利組合とかいろんなところが管理しておるようですが、そういうところからですね、そこへ放流するのであれば協力金とかかなとかかんとか、いろんな形でですね、金銭的なものを要求されているところもあるのではないかと思うんですが、その辺は何か状況は市としては把握はされておるんでしょうかね。</p> <p>暫時休憩(午前11時22分～午前11時26分)</p>
<p>時谷下水道課長</p>	<p>中村委員の質問に対してお答えいたします。市としては、放流先の水路への協力金とかの金額のほうは徴収しておりません。あと、放流同意も、市としては個人さんの考えでやっていただいております。</p>
<p>宇都宮俊文委員長</p>	<p>そのほか、質疑はございませんか。以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第72号 西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。当委員会といたしましては、</p>

<p>宇都宮俊文委員長</p> <p>時谷下水道課長</p> <p>宇都宮俊文委員長</p>	<p>原案のとおり可決決定することに決定いたしました。</p> <hr/> <p>議案第 75 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）下水道課所管分について、説明を求める</p> <p>議案第 75 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）について、資料に基づき説明を行う。</p> <p>時谷下水道課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第 75 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）のうち下水道課所管分について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。当委員会といたしましては、原案のとおり可決決定することに決定いたしました。</p> <hr/>
<p>宇都宮俊文委員長</p> <p>時谷下水道課長</p> <p>宇都宮俊文委員長</p>	<p>議案第 81 号 平成 29 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、説明を求める。</p> <p>議案第 81 号 平成 29 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、資料に基づき説明を行う。</p> <p>時谷下水道課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第 81 号 平成 29 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。当委員会といたしましては、原案のとおり可決決定することに決定いたしました。</p> <hr/>
<p>宇都宮俊文委員長</p> <p>時谷下水道課長</p> <p>宇都宮俊文委員長</p> <p>中村委員</p>	<p>議案第 82 号 平成 29 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、説明を求める。</p> <p>議案第 82 号 平成 29 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、資料に基づき説明を行う。</p> <p>時谷下水道課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>先ほど議案の第 81 号で農業集落排水事業特別会計というのをございしましたが、今回の公共下水道事業の特別会計とちょっと関連して質問したいと思うんですが、この農業集落排水施設というのは非常に沢山西予市内にあるわけですが、なかなか実体としては非常に終末処理場が建設から時間の経過とともに非常に老朽化しているという状況でして、老朽化とあわせてやはり受益者も相当減ってきております。そういう中で、施設の改修というのもおおい必要になってくるわけですが、特にこの終末処理場というのはお金のかかる、大変お金のかかる事業でございますので、改修ということになれば、その辺でございますね、やはり公共下水道というのは野村とこれ、宇和とにあるわけ</p>

ですけれども、西予市で上水道と城川の簡易水道、まあ、先般も簡易水道・野村のほうも、会計上の合併をした経緯があって、台所をまず合併して大きくして、それで何とかいろんな簡易水道の施設の処理に対応、修繕なども乗り切ろうということで財布上の合併をしたわけですけれども、そういう中で農業用集落排水施設と公共下水道というのは国のたて割行政の中で現在では国土交通省と農林水産省ということになってしまうわけですけれども、これ、全国的な傾向だろうかと思うんですよね。農業用集落排水というのは全国津々浦々みな設置されて「ヨーイ・ドン」で順次設置しておりますので、老朽化、日本全国の周辺部の人口減少というようなことも同じような状況下の中で、この2つ、国のほうではなかなか合併をするというのが2つの両省にまたがっておりますのでなかなか難しいというのはよくわかるんですけれども、その辺、なにかこう動きといますかね、合併して同じ終末処理場ですから、何とかやりくりをしてそれぞれの地区に、特別な地域だけに負担がかかるのではなくて、上手に乗り切っていくというようなことで、これは行政のほうから働きかけたんではなかなか難しいのかもしれませんが、合併特例債の使用期限も5年延ばしてもらって、また更に延ばそうというような動きが全国的にあるということの中で、国としては全国的には何かそういう政治的には、その農業集落排水と公共下水道をね、何か台所・財布を一緒にできるような政治的な気運といますか、そういうものは芽生えてきてはいないのでしょうかね。

時谷下水道課長

中村委員の質問に対してお答えいたします。農業集落排水で一番早いところは平成8年から供用を開始しております。それで、施設の老朽化等でいま現在では施設の修繕等に対応しておりますが、いずれ近い将来公共下水のほうへ統合、というのも考えていかねばならないと思っております。それで、公共下水は先ほど言われました国土交通省で農業集落排水のほうは農水省のほうで、省も違いますので今後、そういう統合の話が出た時には県を通じて協議していかねばならないなと思っております。

中村委員

県内だけでもですね、何かそういう気運といますか話合いの場といますか、市の中では一緒かもしれませんが、公共下水道と集落排水は時谷課長さんのところで管轄されておるんですけれども、県へ行けばまた別々になるわけですけれども、そういう点で県内の他の市・町でですね、そういう県の方へ働きかけるとか、困っているのが大規模改修になればとても受益者負担は莫大なものになると、限られた範囲でですね。そういうことが懸念されるわけですので、何かいい方法を模索しなければならない時期に来ているわけですけれども、それを何とか乗り切るような形で何か勉強会とか検討会とか、そういうものもないわけでしょうかね。どんなんでしょうかね。

時谷下水道課長	現在のところ、他市町または県との協議、統合へ向けての協議というのはしていないような状況です。
宇都宮俊文委員長	そのほか、質疑はございませんか。
酒井副委員長	公共下水で、幹線事業が耐用年数というか老朽化して朽ちている症状が出ているところがあると思うんです。たとえば、明浜の上水道から幹線に向かって行っている分の本管なんかが、中がさびて、いろいろ漏水しているという状況がございますので、そのあたりはこれから受水率が下がってくる。人口も減ってくるので、恒久的な計画を立てていくことは考えておりますか。
宇都宮俊文委員長	<p>暫時休憩（午前11時42分～午前11時42分）</p> <p>ほかに質疑はございませんか。以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第82号 平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。当委員会といたしましては、原案のとおり可決決定することに決定いたしました。本委員会に付託されました議案についての審査はすべて終了いたしました。これにて、終了いたします。</p>
酒井副委員長	<p>ご起立ください。以上で、平成29年第3回定例会産業建設常任委員会を閉会いたします。一同、礼。ご苦労さまでございました。</p> <p>午前11時44分をもって、審査を終了する。</p>